注　1　別表第1の備考1(2)及び(3)の表中、収納方法の欄の記号は、この表に規定するOP1からOP8までの記号に対応する。
2　金属製容器（内装容器を含む）は、OP7及びOP8の収納方法に限り使用できる。
3　組合せ容器の内装容器としてガラス製容器を使用する場合には、許容質量又は許容容量はそれぞれ0.5kg又は0.5Lとする。
4　組合せ容器の緩衝材は、難燃性のものでなければならない。
5　火薬類の副次危険性を要求されている有機過酸化物又は自己反応性物質の容器は、IMDGコード4.1.5.10及び4.1.5.11の規定に適合しなければならない。
6　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
PP21　自己反応性物質B又は自己反応性物質Cである国連番号が3221、3222、3223、3224、3231、3232、3233及び3234の危険物に関しては、IMDGコード4.1.7及び2.4.2.3.2.3の規定に従い、収納方法OP5又はOP6により許可されている許容質量又は許容容量を超えない容器を使用すること。
PP22　国連番号が3241の危険物に関しては、OP6に従って収納すること。
7　収納方法がOP8であって、外装容器が4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1及び4H2である25kg以下のプラスチック製又はファイバ製の内装容器を使用する場合においては許容質量を400kgとすることができる。

P600

内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2			75kg

注　1　容器は第25条の4に規定する容器等級Ⅱの危険物に係る要件に適合しなければならない。
2　物品は、通常の運送中に内容物の不慮の排出を防止するため、1個ずつ包装し、かつ、区画、仕切り、内装容器又は緩衝材を使用して相互に離して収納しなければならない。

P601

内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
ガラス製容器(1)	1L	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2	15kg（総質量）
金属製容器(1)	5L	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2	75kg（総質量）
1A1(2)、1B1(2)、1N1(2)、1H1(2)又は6HA1(2)	125L	1A1(3)、1A2(3)、1H1(3)又は1H2(3)	400kg

IMDGコード4.1.4.1の「P200」に規定されている高圧容器又は規則第8条第3項第3号に規定する高圧容器であつて、次の要件に適合するもの（火薬類、熱的不安定物質、有機過酸化物、自己反応性物質、化学反応により圧力が発生する物質及び放射性物質を除く危険物を収納する場合に限る。）ただし、圧力装置は必要としない。
1　IMDGコード4.1.3.6の要件。
2　試験圧力が1MPa（ゲージ圧による。）であること。
3　規則第113条第3項の表示は、当該表示が付された日から起算して10年を経過していないこと。
4　半数致死濃度が200ml/m³以下の吸入毒性を有する液体を収納する場合にあっては次の要件に適合すること。
(1)　弁は、テーパーねじ込み接続とし、高圧容器の試験圧力に耐えるものであること。
(2)　弁が腐食性材質の場合にあつては、弁と内容物との反応により容器に損傷が生じないような構造とすること。
(3)　弁の排気口は、ねじ込みキャップ又はねじ込み硬質栓により密封し、ガスケット材質を挿入すること。
(4)　高圧容器、弁、口栓、排気口キャップ、ルーティング及びガスケットに関する構造の材質は、部品相互間又は収納する危険物と反応しないものであること。
5　板圧が2.0mm未満の高圧容器又は弁保護を備えていない高圧容器は、外装容器に収納して運送すること。高圧容器は、相互接続してはならない。

注　1　内装容器にガラス製容器を使用する場合には、当該ガラス製容器を十分な量の不活性の吸収材及び緩衝材で包み金属製容器に入れ、かつ、当該金属製容器を1個ずつ外装容器に入れなければならない。
2　内装容器に金属製容器を使用する場合には、当該金属製容器を十分な量の不活性の吸収材及び緩衝材で包まなければならない。
3　容器は、気密に密封しなければならない。
4　肩文字(1)を付した内装容器には、内容積の90％を超えて充填してはならない。また、閉鎖装置は、運送中の衝撃又は振動による不具合又は緩みを防止できるものとする。
5　肩文字(2)を付した内装容器は、次の要件に適合しなければならない。
(1)　水圧試験は、0.3MPa（ゲージ圧力）以上の圧力で行うこと。
(2)　設計及び製造時の気密試験は、0.03MPaの試験圧力で行うこと。
(3)　内装容器は、不活性緩衝材により完全に保護することにより、外装ドラムとの接触を防止すること。
(4)　閉鎖装置は、次の要件に適合するスクリュータイプのキャップであること。
イ　運送中の衝撃又は振動による不具合又は緩みを防止できるものであること。
ロ　キャップシール付きのものであること。
6　肩文字(2)を付した内装容器及び肩文字(3)を付した外装容器は、次の要件に適合しなければならない。
(1)　2年6ヶ月を超えない間隔で5(2)の気密試験を行うこと。
(2)　容器検査を行った期日及び(1)の試験を行った期日並びに機関の名称が表示されていること。
(3)　内装容器を収納することを目的した容器、又は、固体又は液体を収納することを目的した単一容器のいずれかで組み立てた容器の重量に相当する重量であって、第25条の4の要件に適合し、かつ、その結果が表示されていること。

P602

内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量